

いじめ防止基本方針

東郷町立春木中学校
令和6年4月7日

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にもどの生徒にも起こりうる」という基本認識の下、本校生徒全員が、楽しく豊かな中学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第二条」より）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめに該当するか否か判断します。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・ 朝会や学級指導を通して、学校・学級内にいじめを絶対に許さない・見過ごさない雰囲気をつくる。
- ・ 研修・指導を通して、生徒・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・ 生徒一人一人が集団の中での居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- ・ 教師が生徒にとって分かる授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を高める。
- ・ いじめ問題について保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深める。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

学校の取組

保護者への依頼

(1) いじめの未然防止

- ・ いじめを見て見ないふりもいじめにつながることで、いじめの定義を知る授業の実施。
- ・ 生徒がお互いの長所や価値観の違いを知る活動の実施。
- ・ 学級のルールを守るなどの規範意識を高める。
- ・ 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング等を行う。
- ・ 友人と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるグループ活動や係活動の工夫。
- ・ 話し合い活動を活発にし、コミュニケーション力を身に付けさせる。
- ・ 人権教育・情報モラル教育の実践。
- ・ 人につられない正しい判断力の育成。
- ・ 生徒とのコミュニケーションに努め、観察する。
- ・ 相談しやすい雰囲気をつくる。

- ・ 自他の物を区別し、大切に扱う心の育成
- ・ さまざまな機会を通して善悪の判断を育成
- ・ 携帯電話（スマホ）、SNS、インターネット、ゲーム等の約束づくり
- ・ 家庭内の金品の管理
- ・ 子どもへの声かけの言葉づかい注意
- ・ 挨拶の励行
- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付く
- ・ 子どものがんばりを認めて褒め、いけないときははっきり叱る
- ・ 地域の体験活動への参加

(2) いじめの早期発見

- ・ 集団から離れて一人での生徒への声かけ
- ・ 定期的な教育相談や個別面談・アンケート調査による情報収集
- ・ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった場合の原因追究
- ・ 放課や給食時の生徒の観察

- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 服装の汚れや乱れ、けがのチェック
- ・ 子どもの持ち物の紛失や増加に注意
- ・ 家庭内の金品の紛失に注意

(3) いじめへの早期対応 (○いじめられた側、●いじめた側)

東郷町 いじめ対応 チャート (R5 版) 参照

- 全教員が協力して解決に当たる
- 本人や周囲から親身になって聞き取り、本人や保護者の苦しみを受け止め、迅速に初期対応
- 安心な学習場所の確保をし、徹底して守り通す
- いじめの解消後も注意深く観察する等再発防止
- いじめの原因や背景の調査による根本的解決
- 苦しい心情への共感といじめから守る約束
- 事実を確認し、いじめは絶対に許さない毅然とした態度で阻止する
- 相手の心の痛みに気付かせる指導
- いじめの原因や背景の調査による根本的解決
- 関係機関との連携 (教育委員会・警察・児童相談所・カウンセラー等)
- ・ 直接関係のない生徒には、傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさへの理解を促す
- ・ 強い生徒の言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導

- ・ わが子を守る強い姿勢を見せ、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握
- ・ 問題解決へ向けた学校方針への理解と協力

- ・ いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解
- ・ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く
- ・ 被害生徒、保護者への対応 (謝罪等)

- ・ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導
- ・ どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応などを相談する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒 (謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む) を加えることがある。